

防災コラム

危機管理課

第9回

活用したい気象警報・注意報 ～天候による災害を防ぐために～

気象警報・注意報

気象警報・注意報は「災害発生のおそれがあるとき」に発表されるものです。その危険度の高まりに合わせて、注意報、警報、特別警報が発表されます。発表の基準は全国統一ではなく、それぞれの市町村ごとに地形的な要因やこれまでの災害発生状況により定められています。発表の基準は気象庁のホームページで確認することができます。

注意報が発表された場合は、外出を取りやめる・家族の所在を確認する等の行動を始めてください。また、特別警報が発表された時は、すぐに身を守る行動をとってください。

大雨・洪水警報・注意報の 基準の改善

平成29年7月7日に、熊谷地方気象台は埼玉県内の大雨・洪水警報・

注意報の発表基準の改善を行いました。大雨警報・注意報には、土砂災害に対するものと浸水に対するものがあります。このうち浸水に対する大雨警報・注意報は、これまで、時間あたりの雨量を基準としていました。今後は「表面雨量指数」という、降った雨の状況や地形の勾配、土壌の状態により判断されます。

大雨注意報を例に挙げると、これまで所沢市・狭山市は1時間25ミリの雨量が基準であったのに対し、入間市は3時間で70ミリという基準でした。そのため、1時間で50ミリの降雨の場合、前後の時間にほとんど降らなければ、所沢・狭山に注意報が発表されても、入間市には発表されませんでした。基準の改善により、入間市の大雨注意報の数値面での基準は所沢市・狭山市・飯能市とほぼ同じものとなりました。また、洪水警報・注意報については、河川の状態を踏まえて発表されることとなりました。

今回の基準の改善によって、今後入間市に対する大雨・洪水警報・注意報は、災害の発生を見逃すことなく、より適切に発表されるようになります。災害から身を守るため、発表の状況を気象庁のホームページやテレビのデータ放送等で確認することを心掛け、早めの対応をお願いします。